經濟論叢 毎月一日發行
第四十九卷第四號 昭和十四年十月一日發行
大正四年六月二十一日第三種郵便物認可

東京帝國大學經濟學會

經濟論叢

第四十九卷 第四號

昭和十四年十月

論叢

利率決定者としての銀行……文學博士 高田保馬

調査論……經濟學博士 蜷川虎三

時論

稅制改革論……經濟學博士 汐見三郎

戰時統制經濟下の產業組合……經濟學博士 八木芳之助

研究

前漢書貨殖傳に見はれたる經濟思想……經濟學士 穗積文雄

聖トマスの共同體思想……經濟學士 澤崎堅造

十九世紀末葉の人口論者ハンセンに就いて……經濟學士 青盛和雄

說苑

貨幣數量說の諸形態とその吟味……經濟學士 青山秀夫

十六世紀の原價計算……經濟學士 岡本愛次

附錄

彙報

外國雜誌論題

（禁轉載）

時論

稅制改革論

汐見三郎

第一　序言

稅制改革は昭和十二年以來の宿題であつた。昭和十二年の通常議會卽ち第七十回帝國議會に於て廣田內閣の馬場大藏大臣が之を企てゝ果さず、林內閣の結城大藏大臣が臨時租稅增徵法と法人資本稅法と外貨債特別稅法と揮發油稅法と有價證券移轉稅法の新設と臨時地方財政補給金一億圓とにより一時の急を凌いだのである。近衞內閣の賀屋大藏大臣は稅制調査會を設けて稅制改革を企てたのであるが、北支事件勃發の爲めに果さず、特別議會卽ち第七十一回帝國議會に北支事件特別稅を設けたのである。

北支事件が支那事變に擴大するに及び臨時議會卽ち第七十二回帝國議會に於て臨時軍事費特別會計を設くると共に、昭和十三年の通常議會卽ち第七十三回帝國議會に北支事件特別稅にかへて支那事變特別稅を設け更に臨時利得稅其他を改正すると共に臨時租稅措置法を定めたのである。其後、近衞內閣の一部改造あり賀屋大藏大臣に

代り池田大藏大臣が起つたが稅法には影響が無かつた。

昭和十四年の通常議會卽ち第七十四回帝國議會には平沼內閣の石渡大藏大臣が支那事變特別稅法と臨時利得稅法と臨時租稅措置法との改正を行ふと共に、昭和十二年以來開店休業の狀態にあつた稅制調査會をして、中央地方を通じての稅制の一般的改正を審議せしめる事を言明したのである。

稅制調査會は稅制改革の目標として、(一)中央地方を通じて負擔の均衡を圖ること、(二)經濟諸政策との調和を圖ること、(三)收入の增加を圖ると共に彈力性ある稅制を樹立すること、(四)稅制の簡易化を圖ることを先づ定めた。今や小委員會に於て、大藏省主稅局試案の國稅改革案と內務省地方局試案の地方稅改革案とを審議してゐる。從つて本論も大藏省主稅局試案と內務省地方局試案とを對象とする事となる。先づ國稅改革の問題として國稅改革と新稅、所得稅の改正、其他の國稅の改正とを論じ、最後に地方稅改革に及びたい。

第二　國稅改革と新稅

一　稅制改革の目標は上述の(一)中央地方を通じて負擔の均衡を圖ること、(二)經濟諸政策との調和を圖ること、(三)收入の增加を圖ると共に彈力性ある稅制を樹立すること、(四)稅制の簡易化を圖ることの四つにあるが、其の中で重要なのは第三の目標たる「收入の增加を圖ると共に彈力性ある稅制を樹立すること」である。蓋し長期建設の大事業に乘り出してゐる我國としては、經常財源の確保が何より大切である。卽ち增稅を含む稅制改革が必要となつてくる。無理をすれば現行の基本稅法、臨時租稅增徵法、支那事變特別稅法の三階建の稅法で

來年度の增稅を調達出來るかも知れない。併し明後年度に至つては行詰らざるを得ない。茲に明年度の經常收入の增加をはかると共に、將來生ずべき收入の增加にあてる爲めに彈力性を養ふ事を必要とし、稅制改革を行ふ事となつたのである。

增稅を含む稅制改革を行ふに當り二つの考へ方が成立する。第一は財產稅賣上稅の兩者又は一つを新稅として取入れ以て稅制の整備をはかる事である。昭和十二年の馬場財政は恰も此點を狙つたのであつた。この兩稅はそれぞれ長短を有してゐるのであるが、現下の客觀的情勢は此等新稅を採用するまでにはなつてゐないのである。

二　財產稅賣上稅の如き新稅を取り入れないで現行の租稅を基本として稅制改革を行ふ事が今度の稅制改革の問題となつてくる。我國現行の租稅を分つて直接稅と間接稅との二つにする事が出來る。相當額の增收をはかる爲めには直接稅と間接稅との兩方面にわたり增稅せねばならぬ事は勿論であるが、その何れに重きを置くかを考究せねばならぬ。支那事變下の我國に於て最も重要なのは物價對策であつて、重要商品につき公定價格を定め更に「價格等統制の應急的措置」を講じ昭和十四年九月十八日現在を標準として價格の引上を禁止する强行手段にまで出てゐる。但し物價の公定にも除外例がある。卽ち間接消費稅の增徵により止むを得ない場合には物價の引上を認めるのである。從つて間接消費稅は消費者に轉嫁して價格を引上げる傾向を多分に有してゐる。卽ち間接消費稅の大幅の引上は物價の激騰を刺戟し物價對策上より喜ぶべき事でない。これ今回の稅制改革が直接稅に大きく間接稅に小さく增稅を行はんとする所以である。

三　試みに昭和十四年度の國稅收入豫算額を直接稅、間接稅、其他の三つに分つて示すと、次の表を得る事が

出來る。（單位千圓）

直接税		間接税		其他	
所得税	八〇三、六八六	酒税	二五四、七六七	取引所税	二四、九八一
地租	四八、二三四	清涼飲料税	七、〇六八	有價證券移轉税	二、三六九
營業收益税	一二三、九六八	砂糖消費税	二七、三五六	噸税	二、四六八
資本利子税	四三、三六八	織物消費税	四三、二三三	印紙收入	九〇、六八一
法人資本税	二七、四九二	揮發油税	二一、七三三	通行税	九、二四三
相續税	四九、四〇一	關税	一七五、一九五	入場税	八、二一四
鑛業税	八、八〇八	專賣局益金	二四一、〇三〇	特別入場税	一〇五
外貨債特別税	二、六五〇	物品税	一〇五、一七七	兌換銀行券發行税	—
取引所營業税	二、一五三	遊興飲食税	三、九六六	建築税	一、六一四
臨時利得税	二九七、三一三				
利益配當税	四三、一四八				
公債及社債利子税	二、〇〇六				
計	一、四三九、二四三	計	九九八、五一七	計	一三九、五七九
總計	二、五七七、三三九				

直接税の最も重要なるものは所得税であつて、八億圓の巨額に上り直接税總額十四億圓の重要部分を占めてゐる。從つて新税を用いず、そして直接税中心に增税を行ふとせば、所得税中心に改革の歩を進める事となる。

本年度の租税收入は前述の如く二十五億七千七百萬圓であるが、來年度に七億圓三千萬圓の增税を行ふと約三十三億圓の數字を示す事となる。增税後の所得税收入は約十五億圓に上ると稱せられてゐるから、税制改革後の

所得稅が租稅收入全額の四割六分に上る筈である。故に國稅改革の中心問題は所得稅の改正であり、所得稅改正試案を研究する事により今回の稅制改革案の大半を知る事が出來る。

第三　所得稅の改正

一　所得稅については二種の立法が考へられる。獨逸又は米國の如く個人所得稅の外に法人所得稅を設けるものと、英國、佛蘭西、伊太利の如く一本の所得稅法に法人個人の兩者を吸收するものとがある。從來は同じ所得稅の中に法人と個人との兩方を規定してゐたのであるが、主稅局試案は個人所得稅と法人所得稅とを區分し、更に個人所得稅を分類所得稅と一般所得稅とに兩分してゐる。

分類所得稅は各種の所得に對し金額の大小を問はず比例稅率で課するものである。一般所得稅は總所得額が一定額を超えたる場合に其の超過部分に對し所得の大小に應じ累進稅を課するものである。かくの如く個人所得稅を兩建による事は英國(普通所得稅と附加所得稅)佛蘭西(分類所得稅と一般所得稅)の所得稅の特色とする所である。

以下、分類所得稅と一般所得稅と法人稅との三つに分ち說明を進める。

二　分類所得稅は我國所得稅法に於ては始めて見る構想であり、次の如き內容を有してゐる。

一、分類所得稅は所得をその性質により大體不動產所得、配當利子所得、事業所得、勤勞所得の四種に區分し負擔力に應じ稅率に差等を設け課稅すること

二、稅率は比例稅率とし財政の必要に應じ伸縮を容易ならしむること

三、負擔の普遍化をはかるため課稅限度を相當低位に定むること

四、事業所得、勤勞所得に對しては所得金額より一定額を控除したる殘額に對し課稅することゝし少額所得に對する負擔を緩和すること

五、扶養家族多き者の負擔を緩和する爲家族控除の制度を相當擴張すること

六、納稅の簡易化を圖る爲成るべく源泉課稅の方法を採用すること

七、各種所得に對する課稅方法は大體左記に依ること

一、**不動產所得**

(一)課稅客體　土地、家屋及不動產上の權利の賃貸等に因り生ずる所得とすること

(二)課稅標準　收入金額より必要經費を控除したる金額に依ること

(三)免稅點　百圓程度とすること

(四)稅率　百分の十程度とすること

二、**配當利子所得**

(一)課稅客體　(甲)稅法施行地において支拂を受くる公債、社債もしくは預金の利子又は貸付信託の利益及稅法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人より受くる利益または利息の配當、剩餘金の分配による所得等とすること　(乙)左に掲ぐる個人の所得とすること　(イ)營業に非ざる貸金の利子　(ロ)甲に屬せざる公債、社債若は預金の利子または貸付信託の利益並に法人より受くる利益若は利息の配當又は剩餘金の分配等

(二)元本一定額以上の銀行貯蓄預金、產業組合貯金の利子に付ても賦課する

(三)課稅標準　收入金額によること

(四)免稅點　(甲)免稅點なし　(乙)免稅點百圓程度とすること

(五)稅率　百分の十程度とすること、但し國債利子については百分の四、地方債の利子は百分の九の輕減稅率を用ふること

(六)徵收　甲の所得については源泉課稅の方法によること、甲の所得に付ては法人の受くるものに付ても源泉課稅を行ふこと、但し源泉課稅により徵收したる稅額相當額は法人稅額より之を控除すること

三、**事業所得**(他種に屬せざる所得を含む)

(一)課稅各體　(甲)原始產業所得　農業(副業を含む)山林業、畜產業(養鷄、養蜂、養蠶等を含む)及水產業等より生ずる所得とすること　(乙)營業所得　現行營業收益稅を課せらるゝ營業の所得、地方營業稅を課せらるゝ營業の所得及鑛業砂鑛業の所得等とすること　(丙)その他の所得　自由職業等より生ずる所得及他種に屬せざる所得とすること

(二)課稅標準　收入金額より必要經費を控除したる金額によること

(三)基礎控除　四百圓程度の控除を認むること

(四)扶養控除　妻及扶養家族一人に付き百五十圓程度の控除を認むること但し總所得五千圓程度以上の所得者にはこれを認めざること

(五)稅　率　營業所得百分の八・五程度とすること、その他百分の七・五程度とすること

四、**勤勞所得**

(一)課程各體　俸給、給料、賞與、歲費、年金、恩給及び此等の性質を有する給與とすること

(二)課稅標準　收入金額によること

(三)基礎控除　所得者一人につき六百圓程度の控除を認むること

(四)扶養家族　妻及扶養家族一人に付百五十圓程度の控除を認むること、但し總所得五千圓程度以上の所得者には之を認めざること

(五)稅　率　百分の六程度とする

(六)徵　收　源泉課稅の方法に依ること、但し使用人一定數以下なる個人の受くる給與を除く

本稅は比例稅率であるが、財產所得たる不動產所得、配當利子所得に對しては百分の十、勤勞所得に對しては百分の六、財產勤勞共働の所得たる事業所得に對しては中間の稅率である。卽ち營業所得(商工業所得)は百分の八・五、其他は百分の七・五である。又、銀行貯蓄預金產業組合貯金の利子は從來免稅となつてゐたが、元本一定額以上のものには賦課される事とした。但し配當利子所得の中で國債の利子には百分の四、地方債の利子には百分の九の輕減稅率を用いてゐる。英國の所得稅が財政の必要に應じて標準稅率を動かす樣に、分類所得稅の稅率

を動かす事により財政の彈力性を發揮する事が出來る。

事業所得には四百圓、勤勞所得には六百圓と、それぞれ基礎控除あり、又妻子を含む家族の控除が定められてゐるから、形式上は比例稅率であるが、實質上は累進稅率となつてゐる。

尙、現行の所得稅法に於ては第二種所得のみが源泉課稅主義を採用し其他の所得は原則として綜合課稅によつてゐたに反し、今度は源泉課稅主義を配當利子所得と勤勞所得との殆んど全部に擴張し綜合課稅は不動產所得と事業所得とに止める事とした。其の結果、分類所得稅に對する地方附加稅が無意味となり、地方財政が附加稅中心主義を捨て分與稅制度に移行せんとする一因をなしたのである。

三　かくの如く凡ての所得に對し比例稅の分類所得稅を課し國民所得の大部分にわたり所得稅を賦課せんとするのである。これ所得稅に國民稅的色彩を加味し同時に其の彈力性を保持せしめる所以である。併し、分類所得稅のみでは大所得者と小所得者との間の租稅負擔の公平を期する事が出來ない。茲に其の總所得が一定金額を超ゆる所得者に對し超過部分につき累進稅の一般所得稅を課せんとするのである。一般所得稅の要綱として次のものがあげられてゐる。

(一)一般所得稅は各種の所得を綜合し所得金額中五千圓を超ゆる部分に對し百分の十乃至百分の六十五程度の累進稅率に依り課稅すること

(二)株式配當に付ては二割控除を廢止し株式取得に要したる負債利子を必要經費として控除すること

(三)公債社債及銀行預金の利子並に貸付信託の利益については四割程度を控除して之を賦課すること

(四)個人の營業所得の計算上臨時利得稅は當該年分の利得に對する分を控除すること

(五)總所得一萬圓以下なる者の勤勞所得に付ては一割程度の控除を認むること

(六)生命保險料の控除は之を認めざること
(七)一般所得稅については地方付加稅を認めざること
(八)一般所得稅は前各項に定むる事項の外大體現行第三種所得稅の例に依ること

一般所得稅は累進稅であるから凡ての源より來る所得を個人に綜合して課稅する事となる。原則として現行第三種所得稅の例によつてゐるが次の三點に於て改正せられてゐる。第一に株式配當に付ては在來の二割控除を廢止し株式取得に要したる負債利子を必要經費として控除するのである。第二に公債社債及銀行預金の利子並に貸付信託の利益卽ち第二種所得に屬するものについては、四割程度を控除し六掛を綜合するのであるから、過渡的方法とは云ひながら相當の緩和である。第三に總所得一萬圓以下なる所得者の勤勞所得については一割程度の控除を認めるのである。

一般所得稅の累進稅率は超過額累進であるから、累進の進行は徐々であるが、最高は百分の六十五となつてゐる。從つて最も極端なる場合を考へると分類所得稅百分の十と一般所得稅百分の六十五とを合して百分の七十五に接近し得る譯である。この點を考へると、其の上に更に地方附加稅を課する事は無理である。

四 以上は原則として個人に關する所得稅であるが、法人については所得稅を本流とし資本稅を支流とする法人稅を別に作らんとするのである。法人稅として次の要綱が揭げられてゐる。

(一)法人に付ては法人稅を課することゝし現行の第一種所得稅法人營業收益稅及法人資本稅は之を廢止すること(現行超過所得稅は臨時利得稅に統合すること)
(二)法人稅は法人の所得及資本に對し賦課すること
(三)法人の所得の計算上法人稅は之を損金に算入せざること、法人稅の課稅所得は當該事業年度の利得に對する臨時利得稅を控

除したる殘額によること

(四)前事業年度(事業年度の期間六ケ月なるときは前二事業年度)に生じたる缺損金額は現事業年度の所得計算上之を損金に算入する

(五)法人稅の稅率は大體所得金額の百分の二十資本金額の千分の一・五程度とすること

(六)法人の受くる配當及利子に對する分類所得稅は法人の所得に對する稅額より之を控除すること

(七)法人稅に付ては地方附加稅を認めざること

(八)法人稅は前各項に定むる事項の外大體現行の第一種所得稅及法人資本稅の例によること

(九)產業組合、商業組合、工業組合(いづれも聯合會を含む)、產業組合中央金庫、商工組合中央金庫に對し分類所得稅及び特別法人稅を賦課すること

法人稅について注目すべき事は其の計算方法の改正である。卽ち法人の所得の計算上より法人稅はこれを損金に算入しない事と前事業年度に生じたる缺損金額は現事業年度の所得計算上これを損金に算入する事とである。後者は法人の負擔を減ずるが、前者は相當の增稅となる。理論的に云へば、所得は總益金より總損金を差引いたものであり、それに課するのが所得稅であるから、益金の處分として扱ひ損金に算入しないのが正しいのである。併し何分にも從來は所得稅を損金に加へてゐた事であるから、過渡期には法人の負擔の激增するを免れないのである。

法人稅の稅率は所得金額の百分の二十と資本金額の千分の一・五との二本建となつてゐる。但し新たに分類所得稅及特別法人稅を課稅せられる事となつた產業組合、商業組合、工業組合、產業組合中央金庫、商工組合中央金庫に對しては其の稅率を半額程度とする事となつた。

第四　其他の國稅の改正

一　所得稅以外の國稅の改正としては先づ、臨時利得稅の改正を擧げねばならぬ。臨時利得稅は滿洲事件の產物たる甲種利得稅（昭和四、五、六年の平均利益に超過する部分に課稅）より發達し後に支那事變の產物たる乙種利得稅（昭和九、十、十一年の平均利益に超過する部分に課稅）が新たに加はつたのであるが、今度は甲種利得稅を廢止し乙種利得稅のみを殘す事とした。次の內容を有してゐる。

甲、法人臨時利得稅

（一）法人については臨時利得稅と超過利得稅とを統合して課稅すること

（二）法人の利得は利益中基準利益率を超ゆる金額及資本金額（積立金を含む）の年七分を超ゆる金額とすること

（三）法人の利得金額は之を左の各級に區分し夫體左記程度の稅率に依り課稅すること、但し小法人については輕減す

一、資本金額の年七分を超え年一割以下の部分	百分の十
二、資本金額の年一割を超え基準利益率以下の部分	百分の二十五
三、基準利益率を超え資本金額の年三割以下の部分	百分の四十五
四、資本金額の年三割を超ゆる部分	百分の六十五

（四）法人の基準利益率は昭和九、十、十一の三個年（現行乙種利得の基準年度）の平均利益率に依ること、但し平均利益率なきとき又は平均利益率年一割未滿なるとき年一割を以て基準利益率とし平均利益率が年二割を超ゆる時は年二割を以て基準利益率とすること

（五）法人の利益の計算上法人稅及び臨時利得稅は之を損金に算入せざること

乙、個人臨時利得稅

（一）個人については甲種利得を廢止し昭和九、十、十一の三個年（現行乙種利得の基準年度）の平均利益を超ゆる部分の利益を利得とし百分の三十程度の稅率により臨時利得稅を賦課すること

(二)平均利益なき者又は平均利益が現年度の利益の三分の一に相當する金額(五千圓未滿なるときは五千圓)に達せざる者にありては現年度の利益の三分の一に相當する金額(五千圓未滿なるときは五千圓)を以て平均利益とすること

(三)個人の現年度の利益一萬圓以下なるときは臨時利得稅を課せざること

(四)個人の利益の計算上臨時利得稅は之を必要經費に算入せざること

法人臨時利得稅は第一種乙法人の超過所得稅と臨時利得稅との競合したものである。形式上は臨時利得稅であるが實質上は超過所得稅であつて超過所得稅の本體に臨時利得稅が多少加はつた程度である。資本金額の年七分を超ゆると直ちに課稅する事となつた點及び稅率が百分の六十五まで累進してゐる點を考へると、財界では相當の負擔を感ずる事と思ふ。之に反し一般所得稅に於ける個人の營業利得の計算上にて當該年分の利得に對する臨時利得稅を控除し、法人稅の課稅所得についても當該事業年度の利得に對する臨時利得稅を控除し、その殘額に一般所得稅又は法人稅を課稅する事とした。

二　所得稅、臨時利得稅以外の國稅の改正として、相續稅、利益配當稅、酒稅、砂糖消費稅等が考へられてゐる。要綱案は次の如くである。

一、**相續稅**　相續稅に付ては總稅額において大體三割程度の增徵を行ふこと

二、**利益配當稅**　利益配當稅に付ては配當金中配當率年一割以下の部分に對する課稅を廢止すること

三、**酒稅**　(一)酒類に關する各稅法(酒造稅法、酒精及酒精含有飲料稅法、麥酒稅法、支那事變特別稅法中酒類の物品稅に關する規定等)を單一稅法に統一すること

(二)各酒類間の負擔の均衡を圖り總稅額において大體三割程度の增徵を行ふこと

(三)清酒、燒酎、味淋等に付ては造石稅制度と庫出稅制度とを併用すること

四、**砂糖消費稅**　(一)色相課稅制度を廢止し製造方法制度(種別を分蜜糖と含蜜糖とに大別する方法)を採用すること

(二)總稅額に於て大體二割程度の增徵を行ふこと

五、**物品稅**　課稅範圍を擴張すると共に奢侈的性質濃厚なりと認めらるゝものに付ては相當程度稅率の引上を行ふこと

六、**遊興飲食稅**　飲食に對する免稅點を或程度引下ぐると共に藝妓の花代に對する稅率を相當程度引上ぐること

七、**清涼飲料稅、織物消費稅、揮發油稅、取引稅、通行稅、入場稅**等についても相當程度の增徵を行ふこと

酒稅は基本稅法として酒造稅法、酒精及酒精含有飲料稅法、麥酒稅法に分れ、更に臨時稅法として臨時租稅增徵法と支那事變特別稅法の規定があり複雜を極めてゐる。此等の複雜なる稅法を統一し三割程度の增稅を行はんとするのである。

物品稅は課稅範圍を擴張する事となつてゐるが、一般賣上稅までには至らない。卽ち奢侈的性質の濃厚なるものに對し稅率を引上げると云ふ程度の改正に止まるのである。

第五　地方稅改革

一　我國の稅制は國稅は國家財政の財源、地方稅は地方財政の財源と兩方に分れ、國家財政と地方財政との間には――特殊目的の補助金を除き――交流の無かつたのを原則とする。然るに義務教育費國庫負擔金なる準財政補給金が生れる事により國家財政と地方財政との間に多少の聯絡が出來、更に臨時地方財政補給金なる純財政補給金が設けられるに及び國家財政地方財政間の關係が一層密接となり、國稅と地方稅との間に調整が講ぜられるに至つた。特に今回の稅制改革により直接國稅の大宗たる所得稅に地方附加稅が課せられなくなつた爲めに茲に地方稅制の改革が促進せられたのである。

內務省地方局試案によれば、從來の地方稅收入の重要部分を占めてゐた國稅附加稅が殆んど無くなつてゐる。かくて道府縣市町村の獨立財源として收益稅が考へられたのである。次に地方財政の調整財源として國稅の或ものを分與稅の財源とする事となつた。更に市町村民をして負擔分任の精神を强からしめる爲めに市町村民稅が生れたのである。又、目的稅制度と受益者分擔金制度とを擴張する事により、地方の積極的施設を進めんとしてゐる。最後に補助金の整理により國費地方費の負擔區分を改正せんとするのである。以下順を追ひ說明を加へる。

二　地方稅負擔の均衡化を圖り且つ地方團體財政の基礎の確立を期せんが爲めに採用したる方法は、獨立財源たる地方稅を物稅本位の制度とする事と分與稅制度を創設する事との二つである。

先づ獨立財源たる收益稅制度を確立する爲めに次の如き改正を試みてゐる。

(一)地租、家屋稅及營業稅は之を道府縣及市町村の獨立財源とすること

(二)課稅標準は、地租については土地賃貸價格、家屋稅については家屋賃貸價格、營業稅については營業の純益とすること

(三)課率は、地租については百分の八、家屋稅については百分の七、營業稅については百分の六とすること。尙、團體財政上の彈力性を保持する爲め或程度まで賦課率の伸縮性を認むること

(四)營業稅には四百圓程度の免稅點を設くること(現行營業稅及同附加稅は之を廢止すること)

(五)課稅方法は分與稅及附加稅の併用とするか獨立稅とするかに付き考究すること

獨立財源としての此等收益稅を地方團體をして直接に賦課徵收せしめるか、國稅として國が賦課徵收し然る後に徵收原地の地方團體に還付すべきかが收益稅制度の第一の問題である。思ふに地租の課稅標準としては十年每に國が調査する土地賃貸價格あり之を利用するのが適切である。又營業稅の課稅標準として營業純益を採るとせば、各地方に分散する本支店間、事務所工場間に純益を適當に分配して課稅する必要あり、この目的の爲めには

營業純益を地方毎に個別的に調査するよりも國が統一する方が便利である。かくの如く地租、營業税の課税標準が國の手で調査せられるとなると、更に、一歩を進めて賦課徴收も國が行ふ方が便利でないかと云ふ考が出てくる。

第二の問題は、地租、家屋税、營業税を道府縣と市町村との間に如何なる比率で配分するかに存してゐる。特に六大都市と其の所在府縣との配分方法を其他の市町村と其の所在府縣との配分方法と同一にすべきや否やは考究すべき問題である。

三 地方財政の基礎を確立する第二の方法は分與税制度であつて地方財政間の調整の目的を併せ有してゐる。調整財源としての分與税制度の思想は義務教育費國庫負擔金に其の源を發し臨時地方財政補給金により發達したものである。然し臨時地方財政補給金は一時的のものであり、之が恒久財源を求むる必要あり、茲に地方財政確立の爲めに分與税制度を設けたのである。次の如き内容を有してゐる。

(一)分與税としては分類所得税、一般所得税、法人税、遊興飲食税及入場税の一部を以て之に充つること

(二)分與税は團體の財政力を示すもの及財政需要を示すものを基準として之を分與すること(經過的には税制改正に因る歳入の減少額をも基準に加ふること)

(三)分與税は國の特別會計として、之を經理し收入の年度間の調査を圖るやう考慮すること

(四)地租、家屋税及營業税を分與税としたる場合には徴收地市町村に之を分與すること

分與税の金額は分類所得税、一般所得税、法人税の二割程度と遊興飲食税及入場税の一部とを合計して約三億五千萬圓に上ると云はれてゐる。三億五千萬圓は定額なりや或は此等の分與税收入の增減によつて上下するもの

なりやが國家財政の側から云つても地方財政の側から見ても重要である。地方財政の立場より云つても、「徵收地の地方團體の收入となる三收益稅」の總額と「徵收地の如何に拘らず財政力又は財政需要と云ふ獨自の標準で分配する分與稅」の金額との釣合を如何に保つべきかが、地方稅負擔の均衡化と地方團體財政の基礎の確立の上としてよりして考慮すべき點である。

次に分與稅の分配標準である。團體の財政力を示すもの及び財政需要を示すものとの二つの標準をとつてゐる。前者については三收益稅の課稅物件の一人當り平均を考慮し財政力に反比例して與へるものであり、後者については人口を標準として財政需要に逆比例して與へるものである。財政力によつて分與稅を分配する方法は一億四千八百萬圓の臨時地方財政補給金と大體同じ方針である。更に今回の國稅改革により分類所得稅が源泉課稅中心となつた爲めに地方附加稅が課せられなくなり、これが分與稅財源を增額する一因となつてゐるから、財政需要に應じ各市町村に必ず行き渡る樣な因子を加へる必要を生じた。問題は各地方團體に洩れなく行き渡る部分と特殊の地方團體のみに歸屬する部分との調和を如何にして圖るかの點に存してゐる。

四　市町村獨立稅として新たに市町村民稅を設ける事となつてゐる。その要綱は次の如くである。

(一)市町村民稅の納稅義務者は市町村內に住居を有する家長及市町村內に事務所を有する法人とすること、但し貧困に因り生活の扶助を受くる者に對しては免稅せしむること

(二)賦課方法は市町村の實情に應じ簡易なる方法に依らしむること

(三)賦課率又は賦課額の制限として(イ)納稅義務者一人當平均の最高額を定め、(ロ)納稅者の最高納稅額を定むること

市町村民稅を現行の戶數割に比するに、納稅義務者を不在地主、法人に及ぼした點では擴大してゐる。併し納

稅義務者一人當り平均を六大都市八圓、其他の市六圓、町村四圓と限定し、納稅者の最高納稅額を千圓に定めてゐる點では制限的である。但し人口の移動の甚だしい六大都市では從來、戶數割を賦課し難く所得稅附加稅と家屋稅制限率の擴張とによつて之にかへてゐた有樣であるから、此等の地方では市民稅の實施に充分の注意を必要とする。

五 上述の如く獨立財源として三收益稅があるが最高限が限られ、更に分與稅は獨自の標準で分配せられるのであるから、伸縮性が充分でない。茲に地方自治體の新規施設の財源として目的稅と受益者分擔金との制度化が生れて來た。

(一)目的稅制度の整備擴充をはかること、即ち(イ)主として都市を對象として都市計畫特別稅を整備擴充すること、(ロ)主として農村を對象として共同施設の爲め目的稅の賦課を認むること

(二)目的稅制度と同一趣旨の受益者分擔金制度を創設すること

受益者分擔金については從來は營造物の建設費のみに限られてゐたのを維持費にまで擴張するのである。目的稅、受益者分擔金の制度が合理的に出來れば、都市財政も充分に發展し得るのである。

六 國家財政と地方財政とをつなぐものとして補助金があるが、我國の補助金は其時其時の必要に應じ便宜的に發生し制度化せられてゐない。茲に補助金の整理が必要となつてくる。中央地方を通ずる稅制の一般的改正に當り、補助金の最も代表的なる義務教育費國庫負擔金と警察費連帶支辨金とを次の如く改めんとしてゐる。

(一)小學敎員俸給を道府縣支辨とし、義務敎育費國庫負擔金の支出は定率とすること

(二)警察費連帶支辨金の支出は其の率を統一すること

義務教育費國庫負擔金は町村に厚く市に薄く特別市町村に厚く普通市町村に薄いのである。その結果として小學校教員俸給の二割程度の補助金を受けてゐる普通市があるかと思へば十割を貰つてゐる特別町村がある。これを小學教員俸給の五割と云ふ風に定率によるか、又は定額に基き小學教員の俸給に按分するか、何れかの方法を採らんとするのである。財政補給金の性質を義務教育費國庫負擔金より除き專ら分與稅に限定せんとするのである。但し小學教員俸給を道府縣支辨とするや否やは教育上の立場より六大都市に難色がある樣である。

警察費連帶支辨金は東京府と大阪府とに例外的に多いのであるが、これ亦定率にせんとするのである。

七　地方稅制の根本的改革の結果として次の改正が行はれる。

(一)市町村稅戶數割は之を廢止することとし善後措置として、(イ)負擔分任の精神は市町村民稅に依り之を存置すること、(ロ)市町村財政上の彈力性は地租家屋稅及營業稅の賦課率の伸縮性に依り之を保持すること

(二)雜種稅及市町村特別稅等に付相當の整理を行ふこと

(三)分類所得稅、一般所得稅及法人稅に付ては附加稅の賦課は之を認めざること

國稅を改革しそれを機として地方稅の改革を行ふ事は適切なる處置である。往々都制、特別市制その他の地方制度を改正して然る後に地方稅改革に手を染むべしといふ議論があるが、地方制度の改正に意見の一致を缺いてゐる今日に於ては出來ぬ相談である。從つて地方制度の他の部分の改正をまたず地方稅の改革に着手すべきである。但し地方制度の改正についても意見の一致してゐる部分も少くない。此等の部分については之をそのまゝ地方稅改革に取入れる必要がある。各種の特別市制案に共通してゐる精神の如きは今度の地方稅改革に於て實現すべきである。